

※ 本書は、貴社の返信用封筒により、審査終了後に返送します。
それまでの間、本市への書類到達に関するお問い合わせには一切対応できませんので、悪しからずご了承ください。

様式 工事1(継続申請用)

令和8・9年度

明石市競争入札等参加資格審査申請書受付票

建設工事 部門受付票です。 商号又は名称(各自記入してください。) (業者コード:28203.....)	受理 確 認 欄	
--	-------------------	--

1. 審査結果

令和8年3月31日までに参加資格を却下する旨の通知のない場合は、有資格者名簿に記載されたものとみなしてください。

したがって、資格確認通知書(競争入札及び随意契約に参加する資格を有する旨の通知書)の送付は省略させていただきます。資格の有効期間開始日以降に財務室契約担当ホームページの業者登録一覧表にてご確認ください。

2. 有効期間

令和8年4月1日から令和10年3月31日まで

3. 注意事項

- (1) 申請書類の記載にあたり、故意に虚偽の事項を記入した場合は、指名停止を行うこと又は参加資格を取り消すことがあります。
- (2) 申請書類の提出後に、その内容に変更が生じた場合は、その都度速やかに電子入札システムへ変更入力をお願いします。(令和8年3月31日までの間に変更が生じた場合は財務室契約担当までご連絡ください。)
- (3) 業務に関し、暴力、贈賄等不正行為により逮捕若しくは書類送検されたとき、又は工事の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため死亡者等を生じさせるなど、明石市入札参加者等指名停止基準の措置要件に該当することとなった場合には、直ちに届け出てください。
- (4) 公共工事を受注するに当たっては、有効な経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書(経営事項審査結果通知書)を提出しておく必要があり、その有効期間は、審査基準日から1年7ヶ月になっていますので、新しい経審を受けたときは、速やかに電子入札システムへ変更入力をお願いします。なお、建設業法の改正に伴い総合評定値(P点)は任意申請となっておりますが明石市の入札参加においては、P点が必ず必要ですのでご注意ください。
- (5) 原則、制限付一般競争入札には新規登録後3年間参加できませんのでご了承ください。